

名古屋市総合教育会議設置運営要綱

（設置）

第1条 市長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、本市の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層市民の声を反映した教育行政の推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4に規定する総合教育会議として、名古屋市総合教育会議を設置する。

（構成員等）

第2条 会議は、次に掲げる者をもって構成する。

（1）市長

（2）教育委員会

2 緊急を要するため教育委員を招集する時間的余裕がない場合は、前項の規定にかかわらず、市長及び教育長のみが出席して会議を開催することができる。

3 前項の規定により会議を開催した場合は、教育長は、遅滞なく教育委員会に会議の次第を報告しなければならない。

（招集）

第3条 会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

3 会議の招集は、市長が開催の日時及び場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ教育委員会に通知することにより行うものとする。

（意見聴取）

第4条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（公開）

第5条 会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると市長又は教育委員会が認めるときは、会議を公開しない。

（傍聴）

第6条 市長は、会議の運営上、必要があると認めるときは、あらかじめ公表して、傍聴者の定員を定めることができる。

2 前項の場合において、会議の傍聴をしようとする者は、傍聴申込書（別記様式）に所要事項を記入して、会議の開会予定時刻の30分前までに教育委員会事務局総務部総務課に提出し、市長の許可を受けなければならない。

3 第1項の場合において、定員を超える傍聴の申請があったときは、抽選により傍聴者を決定するものとする。

4 報道関係者等で市長が特に必要があると認める者が傍聴する場合については、第1項及び第2項の規定によらないことができる。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者

(2) 酒気を帯びている者

(3) 前2号に定めるもののほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

6 傍聴者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 出席者の言論に対し批評を加え又は可否を表しないこと。

(2) 私語その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないこと。

7 傍聴者は、会議場において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、市長の許可を得た場合は、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成し、これを公表する。ただし、第6条第1項ただし書の規定により公開しないこととした部分は、公表しない。

2 議事録には、会議の日時及び場所、出席者の氏名並びに次第を記載しなければならない。

(尊重義務)

第8条 会議において市長及び教育委員会が合意した事項については、市長及び教育委員会は、互いにその結果を尊重しなければならない。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、教育委員会事務局総務部総務課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月24日から施行する。

(宛先) 名古屋市長

※受付番号

傍 聴 申 込 書

私は、名古屋市総合教育会議を傍聴したいので、申し込みます。
なお、会議傍聴の際は、名古屋市総合教育会議設置運営要綱を守ります。

年 月 日

氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

※欄は、記載しないでください。